

清掃業務、設備管理業務、警備業務※、消防用設備等点検業務に係る 最低制限価格・調査基準価格算定基準

(※機械警備は除く)

1 最低制限価格及び調査基準価格の策定方法

清掃業務、設備管理業務、警備業務、消防用設備等点検業務の最低制限価格又は調査基準価格は以下により算定するものとする。

2 予定価格の算定

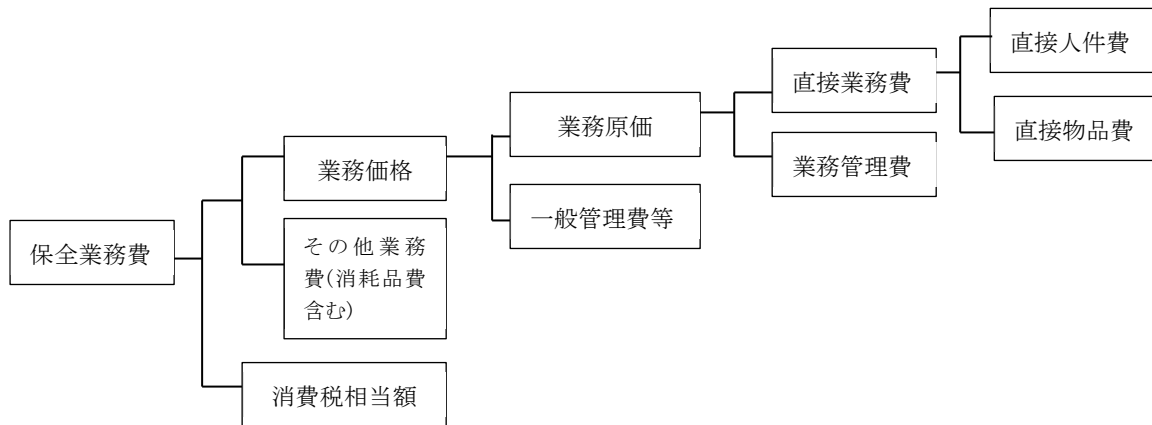
(1) 算定基準

予定価格は、国土交通省監修建築保全業務積算基準により算定する。

(2) 積算の構成

ア 予定価格は、保全業務費を基に算定する。

イ 保全業務費の構成は、次のとおりとする。



(3) 設定条件

ア 直接人件費は、建築保全業務積算基準の標準歩掛りに基づき積算する。

イ 直接物品費は、直接人件費に(ア)又は(イ)の率を乗じた額とする。

(ア) 清掃業務…4% (イ) 設備管理業務、警備業務、消防用設備等点検業務…1%
ウ 業務管理費は直接業務費に清掃業務13%、警備業務(機械警備を除く)18%、設備管理業務、消防用設備等点検業務19%を乗じた額とする。

エ 一般管理費等は業務原価に清掃業務14%、警備業務(機械警備を除く)9%、設備管理業務、消防用設備等点検業務8%を乗じた額とする。

オ その他業務費は(一財)経済調査会の積算資料の価格等を設計価格とする。

カ 消耗品費(清掃業務におけるトイレトペーパー等)は見積価格を設計価格とする。

キ 害虫駆除従事者及び草刈従事者は、責任者を清掃員A、その他従事者を清掃員Cに準じるものとして処理する。

3 最低制限価格・調査基準価格の算定

最低制限価格・調査基準価格の算定基準、積算の構成及び設定条件は、上記2の予定価格と同じとする。ただし、2(3)設定条件のア、オ、カ及びキについては、次の(1)から(3)までのとおりとする。

また、算定した額が予定価格(消費税抜き)の10分の6に満たないとき、又は10分の8

を超えるときは、それぞれ予定価格（消費税抜き）に10分の6又は10分の8を乗じた額とする。

- (1) 直接人件費は、建築保全業務積算基準の標準歩掛り（建築保全業務労務単価については、下表により設定する最低制限日額に置き換えた額）に基づき積算する。
- (2) その他業務費は、設計価格に一定率を乗じた額とする。
- (3) 消耗品費は、設計価格に一定率を乗じた額とする。

① 直接人件費単価（最低制限日額）	
清掃員A	最低賃金日額×1.37
清掃員B	最低賃金日額×1.10
清掃員C	最低賃金日額×1.00
警備員A	最低賃金日額×1.37
警備員B	最低賃金日額×1.17
警備員C	最低賃金日額×1.03
保全技師Ⅰ	最低賃金日額×2.10
保全技師Ⅱ	最低賃金日額×1.99
保全技師Ⅲ	最低賃金日額×2.15
保全技師補	最低賃金日額×1.7816
保全技術員	最低賃金日額×1.7049
保全技術員補	最低賃金日額×1.4846
軽作業員	最低賃金日額×1.55
② その他業務費	設計価格の一定率（66%）
③ 消耗品費	設計価格の一定率（66%）

※1 最低賃金日額：最新の長野県最低賃金に8を乗じた額（10円未満切り上げ）

※2 最低賃金日額に乘じる係数の根拠は、賃金実態調査（令和5年度会計局契約・検査課実施）の結果を参考に設定

※3 共通事項：算定する金額は1円単位とし、小数点以下は切り捨てる。

※4 最低制限価格・調査基準価格の算定にあたり、法定福利費を含む一般管理費等及び業務管理費の算定に用いる率については、予定価格の算定時と変更しないものとする。